

「働き方改革」に向けた現在の取組

趣旨・目的

職員のワークライフバランスの充実や育児・介護に配慮した職場環境の整備、女性職員の活躍推進、仕事と家庭との両立支援など、働きやすい職場づくりの取組を進めていくことは、市民サービスや生産性の向上に繋がります。本市では、働きやすい職場づくりの実現に向けて、下記のような具体的取組を推進しています。

具体的取組

【働きやすい環境整備】

1. 職員の意識改革の促進
 - ▶ 係長研修等の職員研修を実施
2. 年次有給休暇の取得促進
 - ▶ 夏季休暇7日等の取得啓発
3. 育児・介護の参加促進
 - ▶ 子育て支援環境の充実化に関する意見交換会等の実施
4. ゆう活・あさ活の試行
 - ▶ 柔軟な勤務時間の提案・検証
5. テレワークの試行
 - ▶ サライトワイスの設置・検証

【業務改善】

1. 業務改善の意識啓発
 - ▶ 業務効率化等の職員研修を実施
2. 業務改善事例の情報共有
 - ▶ 好事例の組織横断的な展開
3. AIやRPAの導入検討
 - ▶ 事務作業の処理の自動化促進

できるところから
やってみよう！



【時間外勤務の縮減】

1. 時間外勤務縮減指針の推進
 - ▶ 指針に基づき職員全員で取組中
2. 時間外勤務の上限時間制定
 - ▶ 勤務時間・休暇等規則へ明文化
3. ノー残業デーの推進
 - ▶ 毎週水曜日等の定時退庁を徹底併せて、不定期な見回りも実施
4. ノー残業ウィークの推進
 - ▶ 7月第4週と8月第3週をノー残業ウィークとし、定時退庁を徹底

5. 事業スクラップ及び事務見直し

- ▶ 事業を総点検し、生産性の向上等に資するよう業務を見直す